

府中町木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、木造住宅の耐震化の促進により、地震災害から町民の生命、身体及び財産を守るため、木造住宅の耐震改修工事等を行う者に対し、予算の範囲内において府中町木造住宅耐震改修等事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、府中町補助金等交付規則（昭和43年規則第13号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 補助対象住宅 昭和56年5月31日以前の耐震基準に基づき建築された木造住宅（以下、「旧耐震基準木造住宅」という。）で、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号国土交通省事務次官通知）附属編の附属第II編イー16ー（12）①住宅・建築物耐震改修事業及び附属第III編イー16ー（12）①住宅・建築物耐震改修事業に定める事業要件を満たし、かつ次のすべてに該当するものをいう。

ア 在来軸組構法、伝統的構法又は枠組壁工法による、地階を除く階数が3以下の一戸建ての木造住宅であること。

イ 店舗等の用途を兼ねる住宅にあっては、当該住宅の延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものであること。

ウ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する確認済証の交付を受けていること。

エ 府中町木造住宅耐震診断事業により耐震診断されたもの又は、第2条第5項に規定する耐震診断を実施したもので、販売目的でないもの。

なお、第2条第12項、第13項及び第14項に規定する工事の場合は、第6号に規定する簡易耐震診断を実施したものとすることができます。

(2) 建築士 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士をいう。

(3) 建築士事務所 建築士法第23条第1項に規定する建築士事務所をいう。

(4) 耐震診断資格者等 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第5条第1項第1号に規定する耐震診断資格者及び同項第2号に規定する国土交通大臣が定める者をいう。

(5) 耐震診断 耐震診断資格者等が、2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法（一般財団法人日本建築防災協会発行）に定める一般診断法又は精密診断法（時刻

歴応答計算による方法を除く。)により、補助対象住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。

- (6) 簡易耐震診断 国土交通省住宅局監修一般財団法人日本建築防災協会編集リーフレット「誰でもできるわが家の耐震診断」の耐震診断問診票に基づいて、補助対象住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (7) 上部構造評点 耐震診断により算定された上部構造評点をいう。
- (8) 耐震改修計画判定書 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成26年広島県規則第48号)第3条第1号に規定する耐震改修計画判定書をいう。
- (9) 耐震改修計画 耐震診断の結果、上部構造評点の値が1.0未満と判断された旧耐震基準木造住宅について当該上部構造評点を0.3以上向上し、かつ、1.0以上にするために必要な補強計画で、耐震診断資格者等が設計し、第7条の各号に掲げる書類を提出した日の属する年度に工事が完了すると認められるものをいい、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア その計画の作成に当たって一般財団法人日本建築防災協会の木造住宅耐震診断プログラム評価制度の評価を取得した木造住宅の耐震診断プログラムを利用して行うもの。
 - イ 耐震改修計画判定書の交付を受けた補強計画に基づき行うもの。
- (10) 耐震改修設計 耐震診断による上部構造評点が1.0未満の箇所を有する補助対象住宅につき、建築士事務所に所属する建築士(以下「所属建築士」という。)が、当該箇所を有しない住宅に改修するための耐震改修計画を作成し、耐震改修工事を行うために必要な補強計画図等の設計図書、見積書等を作成することをいう。
- (11) 耐震改修工事 補助対象住宅について、耐震改修計画に基づき地震に対する安全性の向上を目的として行う改修工事で、建築士が工事監理するものをいう。
- (12) 現地建替え工事 居住誘導区域内に存する補助対象住宅を除却(家財及びごみの処分並びに住宅以外の除却は除く。以下同じ)し、その住宅と同一の敷地内に新たに一戸建て住宅(省エネ基準へ適合するものに限る)を建築する工事をいう。
- (13) 非現地建替え工事 補助対象住宅を除却し、居住誘導区域内に新たに一戸建て住宅(省エネ基準へ適合するものに限る)を建築する工事をいう。
- (14) 除却工事 上部構造評点の値が1.0未満又は簡易耐震診断による評点の合計が7以下と診断された補助対象住宅に居住していた者が町内に存する耐震性を有する住宅に転居する場合における当該補助対象住宅を除却する工事をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、町内に居住し、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 世帯員全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

- (2) 世帯員全員に町税の滞納がないこと。
- (3) 補助対象住宅の所有者、所有者の配偶者、一親等の親族又は現に補助対象住宅に居住している者であること。
- (4) 補助対象事業完了後も町内に居住する予定であること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、町内の補助対象住宅について行う耐震改修工事、現地建替え工事、非現地建替え工事及び除却工事であって、国又は他の地方公共団体から、府中町木造住宅耐震改修等事業の補助金の交付の対象と同一のものに対して、補助金の交付を受けていないものとする。

2 補助対象事業が現地建替え工事又は非現地建替え工事の場合、新たに建築する住宅は、原則として次に掲げるものとする。

- (1) 府中町立地適正化計画に規定する居住誘導区域内にあるもの。
- (2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域外にあるもの。
- (3) 建築基準法第39条第1項に規定する災害危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域と重複する区域に限る。）外にあること。
- (4) 補助対象住宅が建つ敷地の道路に面するブロック塀に倒壊の危険性が認められる場合、補助対象事業の実施に併せて、その状況を改善すること。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、補助対象事業の実施のために直接要する費用とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額及び補助対象経費は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、府中町木造住宅耐震改修等事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、町税に滞納がないことを公簿等により確認できるときは、第2号に掲げる書類の提出を省略することができる。

- (1) 住民票の写しその他の現に居住の用に供する住宅であることを証する書類
- (2) 町税に滞納がないことがわかる書類
- (3) 登記事項証明書その他の補助対象住宅の所有者がわかる書類
- (4) 建築確認通知書その他の補助対象住宅の建築年月日がわかる書類
- (5) 耐震診断資格者等が作成した耐震診断報告書の写し及び改修耐震診断計算書
- (6) 耐震改修計画書（様式第2号）
- (7) 耐震改修設計の設計図書の写し

- (8) 補助対象事業の全体工事の見積書の写し
- (9) 耐震改修設計を行った者及び耐震改修工事の工事監理を行う者が、所属建築士であることがわかる書類、及び2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法（一般財団法人日本建築防災協会発行）における講習を修了した受講修了証。
- (10) 補助対象住宅の位置図及び外観写真
- (11) 付近見取図（居住誘導区域内外がわかるもの）、敷地の縦・横断図、改修部分の詳細な平面図その他改修計画の内容を示した図面
- (12) 申請者と補助対象住宅の所有者が異なる場合は、補助対象事業を実施することについての当該所有者の同意書
- (13) 確認済証の写し（補助対象事業が現地建替え工事又は非現地建替え工事の場合において必要なとき又は耐震改修の場合に限る。）
- (14) 府中町木造住宅耐震改修等事業補助金誓約書（様式第2号の2）
- (15) 敷地内の倒壊の危険性が認められるブロック塀の有無と改善方法を示す書類
- (16) 広島県住宅耐震化促進支援制度の利用者アンケート
- (17) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは府中町木造住宅耐震改修等事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、交付しないことを決定したときは府中町木造住宅耐震改修等事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 規則第7条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象事業の内容を変更しようとするときは、府中町木造住宅耐震改修等事業変更承認申請書（様式第5号）によりあらかじめ町長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、府中町木造住宅耐震改修等事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）によりあらかじめ町長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は当該事業の遂行が困難となったときは、府中町木造住宅耐震改修等事業完了期日変更報告書（様式第7号）により遅滞なく町長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助対象事業が除却工事又は非現地建替え工事の場合、除却する住宅の居住者が次に居住する住宅は、町内に存在するものであって、かつ、地震に対して安全な構造のものであること。
- (5) 除却工事をおこなう際、補助対象住宅が建つ敷地の道路に面するブロック塀に、倒壊の危険性が認められる場合は、その状況を改善すること。

(変更等の承認)

第10条 町長は、前条第1号の変更を承認したときは府中町木造住宅耐震改修等事業変更承認通知書（様式第8号）により、同条第2号の中止又は廃止を承認したときは府中町木造住宅耐震改修等事業中止（廃止）承認通知書（様式第9号）により、申請者に通知するものとする。

（補助対象事業の着手）

第11条 補助対象事業の着手は、第8条の規定による補助金の交付の決定後に行わなければならない。

（着手の届出）

第12条 第8条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、耐震改修工事等に着手したときは、遅滞なく、府中町木造住宅耐震改修等事業着手届出書（様式第10号）に補助対象事業の契約書の写しその他町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（帳簿等の整備）

第13条 規則第9条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、補助対象事業の完了した日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日までとする。

（実績報告）

第14条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、当該完了の日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、府中町木造住宅耐震改修等事業実績報告書（様式第11号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 所属建築士が作成した、耐震改修工事等後の補助対象住宅の耐震性に関する報告書の写し、又は現地建替え工事及び非現地建替え工事の場合は、工事後の補助対象住宅が適法であることを証明する書類
- (2) 耐震改修工事等の着手前、工事中及び完了後の状況を撮影した写真
- (3) 工事請負契約書の写し
- (4) 補助対象事業の請求書及び領収書
- (5) 現地建替え工事及び非現地建替え工事の場合は、建替え後の住宅の所有者若しくは居住者であることを証明する書類
- (6) その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第15条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合において、補助金の交付を適当と認めるときは、速やかに補助金の額を確定し、府中町木造住宅耐震改修等事業補助金額確定通知書（様式第12号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第16条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、府中町木造住宅耐震改修等事業補助金請求書（様式第1

3号) を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付の決定の取消し)

第17条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消すことができる。

- (1) この要綱、規則及び補助金交付決定通知に付した条件に違反したとき。
- (2) この要綱により町長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が補助金を交付することが不適当であると認めたとき。

2 前項の規定は、第15条の規定による補助金の額の確定後においても適用する。

3 町長は、第1項の規定により補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消したときは、府中町木造住宅耐震改修等事業補助金交付決定（一部・全部）取消通知書（様式第14号）により、補助事業者に通知するものとする。

(他の補助金との関係)

第18条 他の公費による補助を受けて行う耐震改修工事等は、この事業の対象としない。ただし、当該耐震改修工事等と補助対象事業が明確に切り分けられる場合であって、当該他の公費による補助の対象とならない部分についてはこの限りでない。

(補助金の返還)

第19条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 申請書その他の提出書類の記載内容に偽りがあったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が補助金を交付することが不適当であると認めたとき。

(暴力団の排除)

第20条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者

- (2) 暴力団又は暴力団員との密接な関係を有する者

2 町長は、補助金の交付の決定後に、補助事業者が前項各号のいずれかに該当すると認めたときは、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消すことができる。

(雑則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成29年6月30日から施行する。

附 則（令和7年4月1日訓令第15号）

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

区分	補助対象	補助基本額	区域要件
耐震改修工事	耐震改修工事に要する工事費（耐震改修設計・工事監理費を含む。）	補助対象のうち耐震改修設計・工事監理費を除く補助対象工事費の23%かつ、1戸あたり400千円を限度とする。	居住誘導区域外にある住宅
		補助対象のうち設計・工事監理費を除く補助対象工事費の80%かつ、1戸あたり1,140千円を限度とする。	居住誘導区域内にある住宅
現地建替え工事	現地建替え工事に要する工事費（設計・工事監理費を含む。）		
非現地建替え工事	除却工事に要する費用	補助対象工事費の23%かつ、1戸あたり960千円を限度とする。	移転建替後の住宅は居住誘導区域内に限る（町内）
除却工事			除却後、耐震性を有する町内の住宅に居住すること。

備考 補助基本額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。

様式目次

様式番号	名称	規定条文
様式第1号	府中町木造住宅耐震改修等事業補助金交付申請書	第7条
様式第2号	耐震改修計画書	第7条
様式第2号の2	府中町木造住宅耐震改修等事業補助金誓約書	第7条
様式第3号	府中町木造住宅耐震改修等事業補助金交付決定通知書	第8条
様式第4号	府中町木造住宅耐震改修等事業補助金不交付決定通知書	第8条
様式第5号	府中町木造住宅耐震改修等事業変更承認申請書	第9条

様式第6号	府中町木造住宅耐震改修等事業中止（廃止）承認申請書	第9条
様式第7号	府中町木造住宅耐震改修等事業完了期日変更報告書	第9条
様式第8号	府中町木造住宅耐震改修等事業変更承認通知書	第10 条
様式第9号	府中町木造住宅耐震改修等事業中止（廃止）承認通知書	第10 条
様式第10号	府中町木造住宅耐震改修等事業着手届出書	第12 条
様式第11号	府中町木造住宅耐震改修等事業実績報告書	第14 条
様式第12号	府中町木造住宅耐震改修等事業補助金額確定通知書	第15 条
様式第13号	府中町木造住宅耐震改修等事業補助金請求書	第16 条
様式第14号 書 第17条 様式（省略）	府中町木造住宅耐震改修等事業補助金交付決定（一部・全部）取消通知	